

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百八十九号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十一月一日から適用する。

令和七年十月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇六 (略) 七 削除 八〇五十八 (略)	第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇六 (略) 七 <u>ゲムシタビン</u>静脈内投与、<u>ナブーパクリタキセル</u>静脈内投与及び<u>パクリタキセル</u>腹腔内投与の併用療法 腹膜播種を伴う<u>臓がん</u> 八〇五十八 (略)